



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [野生きのこによる食中毒を防ぐために] (令和 2 年 10 月 28 日消費・安全局農産安全管理課)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/rinsanbutsu/yaseikinoko/yaseikinoko.html>
2. [納豆及び類似の大豆発酵食品のコーデックスアジア地域規格策定作業が始まります]
(令和 2 年 11 月 10 日食料産業局食品製造課, 消費・安全局食品安全政策課国際基準室)
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/seizo/201110.html>
3. [愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集について]
(2020 年 11 月 11 日公示, 2020 年 12 月 16 日締切消費・安全局畜水産安全管理課)
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003210&Mode=0>

* 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp>)

1. [令和元年「国民健康・栄養調査」の結果～自然に健康になれる環境づくりに向け、健康無関心層の実態を初めて把握～] (令和 2 年 10 月 27 日健康局健康課栄養指導室)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14156.html
2. [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について] (令和 2 年 11 月 16 日生食発 1116 第 1 号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695055.pdf>
3. [薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事録] (2020 年 10 月 28 日開催 医薬・生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14870.html
4. [危険ドラッグの成分 3 物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～]
(令和 2 年 11 月 19 日医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課)
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00018.html

* 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [食品表示に関するお知らせ] (2020 年 10 月 23 日)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/
 - ・令和 2 年 7 月 3 日からの大雨を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用に係る通知の取扱いについて
 - ・令和 2 年 7 月 3 日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用の終了について
2. [食品ロス削減の推進に関する関係省庁連絡会議(2020 年 10 月 30 日)] (消費者教育推進課)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/meeting_materials/review_meeting_003/021916.html
3. [「賞味期限」の愛称・通称コンテスト] 及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」結果
(令和 2 年 10 月 30 日消費者教育推進課)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/contest/
4. [特別用途食品について] (令和 2 年 11 月 17 日)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/ (申請に関する通知)
「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について (令和 2 年 11 月 17 日消食表第 428 号)
(別紙) 新旧対照表
5. [特定保健用食品の表示許可等の申請を検討している事業者の方へ] (令和 2 年 11 月 17 日)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/
 - ・申請に関する通知
 - 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について (令和 2 年 11 月 17 日消食表第 431 号)
 - ・特定保健用食品の表示に関する Q&A
 - 特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について (令和 2 年 11 月 17 日消食表第 437 号)
6. [健康増進法に基づく登録試験機関制度について] (令和 2 年 11 月 17 日)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/registered_testing_institution/
 - ・「登録試験機関の登録等について」の一部改正について(令和 2 年 11 月 17 日消食表第 434 号)
 - ・「登録試験機関における許可試験の業務管理について」の一部改正について (令和 2 年 11 月 17 日消食表第 435 号)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp/>)

1. [飼料研究報告第 45 号 (2020 年 (令和 2 年) 発行)] (令和 2 年 10 月 30 日)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/rraf/rraf_45.html

* 内閣府食品安全委員会 * (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [＜食品安全委員会主催講座＞精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～ノロウイルス～動画配信のお知らせ] (令和 2 年 10 月 30 日)

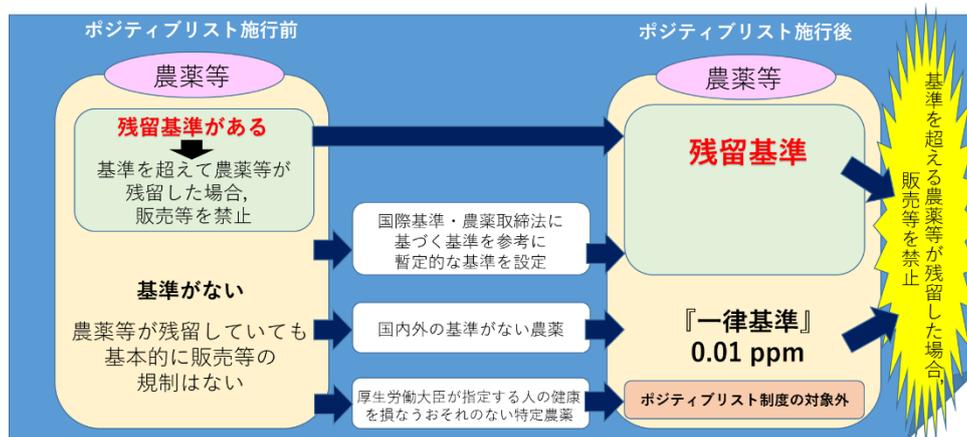
<https://www.fsc.go.jp/koukan/osirase/annai021030.html>

* 今月のトピックス *

[残留農薬基準値の設定について]

2006 年 5 月 29 日に『ポジティブリスト制度』が施行され、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の約 800 項目に残留基準値が設定されました。従前の食品衛生法の規則では、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うことができませんでした。『ポジティブリスト制度』では、残留基準が設定されていない農薬等について、一律基準を設定し、基準（一律基準を含む）を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うこととしたものです。この制度の導入により、例えば残留基準が設定されていない無登録農薬が、一律基準を超えて食品に残留していることが明らかになった場合など、従前の規則では規制できなかった事例についても、規制することができるようになりました。

『ポジティブリスト制度』では、残留基準が定められていない農薬等については、食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれのない量」を定め、規制することとされました。これがいわゆる一律基準です。一律基準は 0.01ppm と設定されています。一律基準をゼロと設定しなかったのは、仮に残留基準を定められていない農薬等の残留を一切認めない（いわゆるゼロ規制）とすると、ヒトの健康を損なうおそれのない、ごく微量の農薬等の残留が認められたことをもって違反食品として取り扱われるなど不必要に食品の流通が妨げられることが想定されたためです。このため一律基準は、これまで国際評価機関や国内で評価された農薬等の許容量等と国民の食品摂取量に基づき専門家による検討が行われ、「ヒトの健康を損なうおそれのない量」として 0.01ppm（食品 1kg あたり農薬等が 0.01mg 含まれる濃度）と設定されました。



『ポジティブリスト制度』は個別の基準値が設定された場合を除き、すべての食品が原則一律基準の対象となるため、加工食品についても個別の基準が設定されていない場合は一律基準が適用されることとなります。弊財団では、農産物だけでなく加工食品も対象とした残留農薬一斉分析 280 項目及び 450 項目のメニューをご用意しております。ぜひ、ご活用ください。

[参照ホームページ] (厚生労働省) 食品の残留農薬等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>